障発第 0106001 号
平成 16 年 1 月 6 日
一部改正　障発第 1218003 号
平成 19 年 12 月 19 日
一部改正　障発 0820 第 4 号
平成 24 年 8 月 20 日
一部改正　障発 0414 第 1 号
平成 27 年 4 月 14 日
最終改正　障発 0510 第 3 号
令和 3 年 5 月 10 日

都道府県知事
各指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公　印　省　略）

強度行動障害児特別支援加算費について

標記については、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」により実施されてきたところであるが、平成 15 年 4 月 1 日から支援費制度が施行されたことに伴い、知的障害者更生施設に係る標記加算費については、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 15 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 30 号）により定められたこと、及びこの加算費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので通知する。

なお、この通知は平成 15 年 4 月 1 日から適用し、平成 10 年 7 月 31 日障第 451 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別処遇加算費について」及び平成 10 年 7 月 31 日障障第 36 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知「強度行動障害特別処遇加算費の取扱いについて」は廃止する。

別紙

強度行動障害児特別支援加算費実施要綱

1　目的について

生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻回に示し、日常の生活に困難を生じている、いわゆる強度行動障害を示す措置児童等に強度行動障害児特別支援加算費（以下「特別支援加算費」という。）を適用し、特別支援を行うことによって、行動障害の軽減を図り、もって障害児等の福祉の一層の推進に資することを目的とする。

2　対象者について

特別支援加算費の適用の対象となる者は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設」という。）及び医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む。以下同じ。）の措置児童等であって、別紙「強度行動障害判定指針」の強度行動障害判定基準表の「行動障害の内容」欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等をそれぞれ同表の１点の欄から５点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると児童相談所が判定し、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めたものであること。

3　対象施設について

特別支援加算費の適用の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設又は医療型障害児入所施設であって、次の要件を満たしている施設であること。

(1)　当該施設の職務に月に１回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当程度の経験を有する医師を１名以上配置していること。

(2)　以下の①又は②の職員数に加えて、常勤の児童指導員を２名（当該加算の対象となる者の数が４を超える施設にあっては、２名に、当該加算の対象となる者の数が４を超えて２又はその端数を増すごとに１名を加えて得た数）以上配置していること。

①　福祉型障害児入所施設においては、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）の別表８及び別表９の職種別職員定数表に示す職員数

②　医療型障害児入所施設においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 58 条の各項に示す職員数

(3)　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１人以上配置して、支援計画シート等を作成していること。

(4)　心理指導担当職員（嘱託でも可）を１名以上配置していること。

(5)　特別支援加算費が適用された措置児童等の居室は、原則として個室とするが、指導、訓練上の必要がある場合には２人居室とすることも差し支えないこと。

(6)　行動改善室、観察室等の行動障害軽減のための各種の指導、訓練等を行うため

に必要な設備を設けていること。

4　事業の実施について

特別支援加算費の適用の対象となる措置児童等の指導、訓練等の実施に当たっては、あらかじめ指導方針・内容等について個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこと。

5　その他の留意事項について

(1)　特別支援加算費の適用の対象となる者が１人でも特別支援加算費を適用することは可能であるが、その場合においても前記３の(1)から(5)までの要件を満たす必要があること。

(2)　特別支援加算費の適用期間は、１人につき３年間を限度とするが、その期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算費は適用しないものであること。

(3)　特別支援加算費が適用された措置児童等については、重度障害児支援加算費の適用の対象外とする。

(4)　特別支援加算費は、行動障害の軽減を目的として各種の指導、訓練を行うものであり、単に職員を加配するためのものではないこと。

6　特別支援加算費の適用方法等について

本実施要綱に基づき、都道府県知事（指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）が必要と認めた場合は、別に定めるところにより算定すること。

別紙

強度行動障害判別
指針強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1　ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2　ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3　激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りにいく、などの行為で止めても止めきれないもの。
4　激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。
5　睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6　食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことのある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7　排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8　著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9　通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10　沈静化が困難なパニック	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっていかれない状態を呈する。
11　他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

行動障害の内容	１点	３点	５点
1　ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の	週に１回以上	１日に１回以上	１日中

行為			
2　ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
3　激しいこだわり	週に１回以上	１日に１回以上	１日に頻回
4　激しい器物破損	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
5　睡眠障害	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
6　食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に１回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7　排せつに関する強度の障害	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
8　著しい多動	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
9　通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	１日中	絶えず
10　沈静化が困難なパニック			あり
11　他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり